

広島県告示第千四百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和五年十月二十七日までの間、縦覧に供する。

令和五年十月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道後山公園洗谷線	福山市鞆町後地字山ノ神七三九三番一地从先から福山市鞆町後地字山ノ神七三八九番一地先まで	令和五年一〇月二二日